

農業委員会総会議事録

(令和7年12月8日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和7年12月8日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区中央区二の丸1番1 桜の馬場城彩苑多目的交流施設

農業委員24名

1番 西富 大二郎	2番 深水 進	3番 西村 清敏
4番 牧坂 邦夫	5番 福原 幸一	6番 葭村 誠一
7番 網田 稔	8番 徳永 芳也	9番 東 哲治
10番 田中 敏郎	11番 田中 友博	12番 森山 哲也
13番 林田 智博	14番 谷口 憲治	15番 坂本 修
16番 内田 勤矢	17番 宮本 淳一	18番 松田 則康
19番 上村 悦美	20番 福嶋 徳行	21番 上島 恵二
22番 木下 三智也	23番 牧野 正治	24番 上田 隆幸

午後 3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

12月になりまして、やっと冬らしい気候になってまいりました。委員の皆様は、師走を迎え大変お忙しい時期とは思いますが、お体には十分気をつけていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくようお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくようお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には、20番の福嶋徳行委員と21番の上島恵二委員を、書記に事務局の堀坂太郎参事を指名いたします。よろしくようお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7件でございます。

議案書の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の修正をお願いいたします。

議案書の目次、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請

の件数のところでございます。23件を21件に、それから同じく第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の件数、23件を22件に、件数の合計のところ156件を153件に訂正をお願いいたします。

それから、議案書の3ページと4ページ、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請の15番と16番、申請取下げのため斜線で削除をお願いいたします。

もう一つ、7ページ、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の1番、申請取下げのため斜線で削除をお願いいたします。

以上でございます。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請21件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

1番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は養豚経営を伴う法人で、申請地には許可後、飼料米を作付される計画です。また、農地所有適格法人の要件を満たしていることを提出された資料で確認しております。

2番と3番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付される専業農家で、申請地には今年4月から就農した孫とともに水稻を作付される計画です。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は酪農を営む専業農家で、申請地には飼料用トウモロコシを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は畜産業を営む法人で、申請地には許可後、イタリアングラスを作付される計画です。また、農地所有適格法人の要件を満たしていることを提出された資料で確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果

でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま1番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、6番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

6番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は会社役員で、申請地には自家消費用として水稲を作付される計画です。譲受人には、先日の地区委員会に出席していただき、営農計画等の聴き取りを行ったところ、専門農家の知人に手伝ってもらいながら、農業経験を積んでいくとのことで、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専門農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、果樹を栽培されている専門農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている専門農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている専門農家で、申請地には水稲を作付される計画で

す。

11番と12番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上7件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま6番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
 全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
 次は、13番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

13番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番は、持分2分の1を妻へ贈与するため、所有権を移転する申請です。申請人夫婦は、水稲を栽培されている兼業農家で、許可後も水稲を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は
挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、14番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

14番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稻、小麦を作付されており、許可後申請地を水稻の苗床として使用される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は
挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、17番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

17番から18番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告

いたします。

17番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は実家での農業経験があり、申請地にはサツマイモ、トウモロコシを作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会にご出席をいただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については問題ないものと判断をいたしました。農業に対しとても積極的で、頑張りますということでありました。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は栗を栽培されており、許可後は水稲、栗を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま17番、18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議長 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議長 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、19番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、大根、白菜を栽培される専業農家で、許可後は水稲を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　同 　　挙手全員。

議長 　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、20番。

14番 谷口憲治委員

14番委員、谷口です。

20番から23番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、使用貸借権を設定し、後継者へ経営移譲される申請です。借受人は柿、露地野菜を栽培される兼業農家で、申請地には引き続き柿、露地野菜を作付される計画です。

21番は、法人設立に伴い、使用貸借権を設定する申請です。貸人と法人の代表者は親子の関係で、これまで親子間で使用貸借権を設定しておりましたが、今年6月の法人設立に伴い、権利を設定されるものです。申請地ではこれまで小松菜を栽培されており、許可後も引き続き小松菜を作付けされる計画です。

22番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は所有する農地で自家消費用の栗を栽培されており、申請地にも自家消費用として栗を作付される計画です。

23番は、後継者へ贈与するため所有権を移転される申請です。譲受人は水稻、梨などを栽培される専業農家で、申請地には引き続き水稻、梨などを作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議をいたしました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま20番から23番について地元委員よりご報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、第3号議案、農地法第5条許可申請の4番と関連で、貸駐車場、貸資材置場及び通路への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、5条申請を含めた総転用面積2,449.07㎡を砕石などの資材置場、大型・中型トラック、キャタピラーなどの駐車場及び通路として整備し、転用者が代表を務める法人へ貸し付ける計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画及び隣接農地への被害防除については問題ありません。

しかしながら、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、許可の対象であるかどうか不明であり、農地転用における一般基準の他法令への許可の見込みがあることが確認できないため、先日の地区委員会において今回の申請は継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、継続

審議とすることが妥当であると協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。継続審議とすることに決定いたします。
次は、2番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

2番と3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、農業用倉庫への一部転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、農地面積1,483㎡のうち216.21㎡に農業用倉庫1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画及び隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土により生じる崖の高さは1mで規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は令和8年5月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

3番は、農業用資材置場及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,546㎡に申請人が所有するトラクター等の駐車場及び農業用資材置場を整備する計画で、転用面積とし

ては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画及び隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土により生じる崖の高さは30cmで、規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は令和8年6月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　同 　　挙手全員。

議長 　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、4番。

14番 谷口憲治委員

14番委員、谷口です。

4番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、敷地拡張のための転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は既に住宅敷地の一部として利用されており、申請人の亡くなった父親が許可を得ないまま農業用倉庫建築のため敷地を拡張されたということです。無許可で転用したことについては、今後このようなことがないように注意する旨の始末書が添付されております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討いたしました結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可条件を満たし

ており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく
お願いいたします。

議 長 ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は
挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請2
2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基
準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番は取下げですので、2番、お願いします。

1番 西富大二郎委員

1番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

2番は、不動産業等を営む法人が所有権を取得して建築条件付売買
予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著し
い区域内の農地で、上水管、下水管の2種が埋設される沿道の区域で
あって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設がある第
3種農地と判断されます。

土地利用計画は、建築条件付売買予定地として8区画と新設道路を
整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。開
発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域内で開発行為事前審査
申出済みとのことです。工事期間は令和8年2月1日から令和10年
3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認い
たしております。資力、信用など転用行為の確実性が認められ、また、
周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立

地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　なし。

議 長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 　　挙手全員。

議 長 　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、3番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、幼保連携型認定こども園を営む法人が、農地を所有権移転し、運動場へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、既存施設面積4,373㎡に対し、今回の申請面積は1,098㎡で、不許可の例外規定の既存施設の拡張で、既存面積の2分の1を超えないものに該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、園舎の建て替えに伴い、隣接する申請地に運動場を整備する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、被害防除については、問題ありません。申請地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和8年6月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、4番。

10番 田中敏郎委員

10番委員、田中です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、所有権移転による貸駐車場及び貸資材置場への転用許可申請です。この案件につきましては、隣接する自己所有地も一体で転用するとして4条許可を同時に申請されましたが、農地転用における一般基準に適合することが確認できなかったため、継続審議とすることを決定いただいたものでございます。事業内容につきましては、第2号議案の農地法第4条許可申請の1番で説明したとおり、本案件につきましても、地区委員会において継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、継続審議とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議長

ありがとうございます。

全員賛成でございます。継続審議とすることに決定いたします。

次は、5番。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

5番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番と6番は関連で、医療機関及び社会福祉施設等の経営を行う法人が所有権を移転し、障害者福祉施設へ転用する許可申請です。農地区分は、農地の広がり10ha未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積2,568㎡に木造平家建てのグループホーム3棟を建築される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画及び隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第14号に該当する施設で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が提出されております。

しかしながら、申請人は隣接地について令和6年9月20日に駐車場として転用許可を受けたものの、計画どおりに転用事業を行っておらず、農地転用における一般基準の「転用の確実性」が認められないため、先日の地区委員会において今回の申請は継続審議とすることが妥当であるとの協議結果でございました。

7番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積360㎡に木造平家建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画及び隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第12号に該当する建物で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が提出されてお

ます。工事期間は令和8年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上、5番と6番を除く1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま5番から7番までについて地元委員よりご報告がございましたが、5番と6番については継続審議、7番については許可相当とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 なし。

議長 ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。5番と6番については継続審議、7番については許可することに決定いたします。
次は、8番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

8番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

8番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその附帯施設への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積2,305㎡を建築条件付売買予定地9区画、開発道路、後退道路、ごみ集積所として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査申出書の回答書の写しが

添付されております。工事期間は令和9年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会での現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、9番。

18番 松田則康委員

18番委員、松田です。

9番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、個人が所有権を移転し、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造2階建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しの添付がされております。工事期間は令和8年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、個人が所有権移転し、個人住宅への転用許可申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されず。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平家建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しの添付がされております。工事期間は令和8年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、個人が所有権移転し、耕作用通路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農業用施設の用に供するために行われるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、申請地309㎡を農地への乗り入れ通路として利用する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土は行わないことを確認しております。工事期間は令和8年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

なお、申請地は、既に埋め立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

12番は、個人が所有権を移転し、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造2階建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しの添付がされております。工事期間は令和8年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で第

1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積269.21㎡に木造2階建て1棟の計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和8年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長 　　ただいま9番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　なし。

議 長 　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 　　挙手全員。

議 長 　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、14番。

21番 上島恵二委員

21番委員、上島です。

14番から18番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、建設業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地669㎡に砂利置場や二次製品置場及び車両乗り入れ場として利用するとのことでしたが、先日の地区委員会での現地調査において、隣地との境界が不明瞭であるとの疑義が生じたため、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

15番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また申請地は父名義の農地で実家に隣接する位置関係にあり、農業経営の利便性のほか、子育てや老後の世話等を考慮し選定されたものです。

土地利用計画は、申請地499㎡に木造平家建て農家住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。

なお、開発許可は農家住宅のため不要となりますが、盛土、切土を行わないことを申請者へ確認しております。

工事期間は令和8年1月10日から令和8年10月30日完了予定で、許可後はすみやかに着手されることを確認しております。

16番は、建設業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地などを検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地604㎡に山砂や砂利置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業内容から周辺農地への影響もないものと思われます。また、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域で、申請地には一部盛土がなされておりますが、担当課との協議の結果、500㎡未満のため許可不要と申請者に確認しております。

なお、申請地は既に資材置場として利用されており、申請人から今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されております。

17番と18番は関連で、発電事業などを営む法人が系統用蓄電池施設として利用するため、所有権を移転し、転用する申請です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地2筆、2,921㎡に蓄電ユニットや変電設備などを設置するとのことでしたが、先日、地区委員会での現地調査において、隣地との境界が不明瞭であるとの疑義が生じたため、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

以上14番と17番、18番の3件を除く2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま14番から18番について地元委員よりご報告がございましたが、14番と17番、18番については継続審議、15番と16番については許可相当とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。14番と17番と18番については継続審議、15番と16番については、許可することに決定いたします。
次は、19番。

14番 谷口憲治委員

14番委員、谷口です。

19番から23番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番は、発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1,136㎡に太陽光パネル122枚を設置するほか、点検用の通路などとして利用する計画で、転用面積は適

正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われま

す。なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、設置にあたり切土、盛土を行わないため、規制対象外であることを確認しております。工事期間は許可日から令和8年6月30日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

20番は、不動産の売買、賃貸業等を営む法人が所有権を移転し、太陽光発電設備に転用する申請です。設備設置にあたり九州電力との接続契約の手続を申請されておりますが、本日までその承諾があったことを確認できる書類の提出がなく、現時点で転用の現実性を確認できないことから、今回は継続審議といたしました。

21番は、所有権を移転し、農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地896㎡に木造平家建て住宅1棟を建築されるほか、農業用資材置場などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれもないものと判断いたします。

なお、申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、造成工事にあたり切土、盛土を行わないため、規制対象外であることを確認しております。工事期間は令和8年1月5日から令和8年12月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

22番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地403㎡に農地以外の土地を含めた総事業面積427.5㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周辺農地の営農へ支障を及ぼすおそれもないものと判断いたしました。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査回答済みです。工事期間は令和8年1月15日から令和8年4月30日までの予定で、許可後、すみやかに着手されるこ

とを確認しております。

23番は、宅地建物取引業等を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆、2,506㎡に農地以外の土地を含めた総事業面積2,723.36㎡に建築条件付売買予定地10区画を造成するほか、道路などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査回答済みです。工事期間は許可日から令和10年12月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、20番については継続審議とし、残る4件については、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま19番から23番までについて地元委員よりご報告がございましたが、20番は継続審議、そのほかの4件については許可相当とすることが妥当であるとの協議結果でございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議長 ご意見がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。

全員賛成でございます。20番は継続審議、19番と21番から3番までについては、許可することに決定いたします。

続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。

この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

第4号議案及び第5号議案は関連ですので、併せて説明をします。

まず、第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。

一覧は、議案書12ページの表をご覧ください。

まず、所有権移転です。

明細は、議案書13ページの1番から14ページの11番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが1件、同じく熊本県農業公社の買入れが10件で、面積は11件合わせて田4万173㎡、畑1,845㎡の合計4万2,018㎡となっています。

次に、農地中間管理機構との貸借です。

明細は、議案書14ページの12番から29ページの95番までの84件となっており、契約期間別では、6年未満が38件、10年以上が46件、面積は84件合わせて田25万8,396㎡、畑9万1,567㎡の合計34万9,963㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は、水稻、畑作物、果樹を予定されております。

続いて、第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。

明細は、議案書30ページ1番から31ページの7番までの7件となっております。

なお、議案第4号及び第5号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上、説明を終わります。

議長

ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案及び第5号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされております。つきましては、内容をご確認いただき、ご意見などございましたらお願いいたします。

一同

なし。

議長

それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一同

挙手多数。

議長 承認者多数と認めますので、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、土地改良法第3条による資格証明願1件でございます。地元委員より地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

1番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、県営会富地区土地改良事業の廃止に伴い、事業参加資格者の同意を得る必要があるため、同意の対象者が土地改良法第3条に規定する資格を有するものであることの証明を求める願い出です。

願出書の提出を受け、事務局において資格者名簿と農地台帳の照合が行われました。その結果、全員が事業区域内にある土地の耕作者等であり、資格を有する者であることが確認できたとのことでしたので、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたけれども、この件について何かご意見ございませんでしょうか。

一同 なし。

議長 ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。

全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地 1 筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま 1 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議 長 ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
次は、2 番。

2 1 番 上島恵二委員

2 1 番委員、上島です。

2 番と 3 番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

2 番と 3 番は、いずれも相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元の農業委員及び推進委員による現地調査の結果、適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

以上 2 件、先日の地区委員会におきまして、地区委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果がございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 なし。

議長 ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一 同 挙手全員。

議長 ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
続きまして、次第5の報告事項です。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から8番までの合計81件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。

議長 次に、次第6のその他です。

地域計画策定のスケジュールについて、説明をお願いいたします。

事務局 地域計画の策定のスケジュールについての報告でございます。
本年度分の地域計画策定のスケジュールについては、昨年と同様、1月中に地元協議終了し、報告縦覧を経て本年度内に策定予定となっております。

あわせて、既に開催済みの地区については、10月28日に南部地区で地元協議が開催されておりますことをご報告いたします。

なお、今後の地元協議開催予定については、年内12月17日、画図地区、12月22日、供合、広畑地区、12月26日、中島地区でそれぞれ開催予定となっております。

他地区の地元協議については、当初のスケジュールより若干遅くなっており、現在のところ未定となっておりますけれども、今後年末から年始にかけて地元協議開催が集中することが予定されます。つきましては、各地区担当者においては、地元協議参加依頼は情報が入り次

第早めに調整を行うこととしておりますので、各委員の皆様には地元協議への参加依頼がありましたら、ご協力のほど何とぞよろしくお願いをいたします。

地域計画のスケジュールについては以上ですが、あと1点お願いがございます。

耕作放棄地域解消事業の2回目の要望調査が熊本県のほうから来ております。応募の要件等については、本年度1回目と同じでございますけれども、募集期間が12月15日までとなっております。県からの調査依頼が12月4日に、依頼が来た関係で、地区委員会での周知に間に合いませんでした。そのため、本総会での周知となりましたので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、募集に関する周知については、各区農業振興課室には先週12月5日に周知をし、併せて本市ホームページにも本日から12月15日まで掲載をしております。お問合せ、手続については、農業委員会事務局分室、あるいは各区農業振興課室へお願いをいたします。

繰り返しになりますけれども、募集期限が12月15日まで、月曜日までとなっております。期間が短くて大変申し訳ありませんが、何とぞよろしくお願いをいたします。

以上、報告とお願いでございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　ありがとうございます。

ほかにないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　同 　　挙手全員。

議長 　　全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。
 それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 0 4 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 7 年 1 2 月 8 日

議 長 福原 幸一

署名委員 福嶋 徳行

署名委員 上島 恵二

書 記 堀坂 太朗